

2024年6月定例県議会 討論

2024年7月3日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。党県議団を代表して討論を行います。

最初に、**知事提出議案第5号、第8号、第16号、第17号**については、反対の立場から意見を述べます。

知事提出議案第5号 福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例についてです。

これは、会津若松乳児院を廃止し、新たに福島県立乳児院を郡山市内に設置するとともに、管理運営を指定管理者に行わせようとするものです。あわせて、入所定員をこれまでの40人から15人にするとしています。

乳児院は、児童福祉法に基づき、保護者の病気や経済的な事情、虐待などにより子育てが困難な場合、一時的に24時間体制で子どもを保護し養育する施設で、乳児院は全国に131カ所、各都道府県に必ず1箇所以上はあります。県は、これまで直営で会津若松市に設置し運営してきました。一方、自民政権の下で中曽根内閣の民間活力導入・規制緩和路線に始まり、2001年からは小泉構造改革で、医療・介護・福祉・教育分野までも「構造改革」の名で民間企業の儲けの対象にされ、社会福祉分野を市場開放し、その手法の1つとして指定管理者制度が導入されました。2012年に発足した第二次安倍政権の下でも、いっそう推進されてきたのです。本県も、総務省からの「公共施設等総合管理計画」方針に基づき、「行革」の名で県立社会福祉施設や教育施設も次々と指定管理者に委託してきましたが、私たちはこれには反対を表明してきました。児童福祉法に基づく重要な福祉施設である県立乳児院は、今後も直営で行うべきです。

よって、議案第5号には反対です。

知事提出議案第8号 福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例についてです。

これは、2019年（R元年）5月に公布されたデジタル手続き法を受け、住民基本台帳の一部改正に伴い、「戸籍の附票」の記載事項を追加する条例改正です。すべての国民に11桁のコード番号を付けた氏名、住所、性別、生年月日の4つの個人情報に、住民票コード、マイナンバーと、これらの変更情報を「本人確認情報」として国に提供され、国がデータベース管理を行います。

しかし、個々の自治体で管理していた情報が、全国オンライン化でより広範囲からアクセス可能となることで、情報流出・漏えいの危険は高まります。行政が個人情報を目的外に使うことについての罰則もありません。マイナンバーそのものについて、国民の合意は得られていません。さらに岸田政権は、国民の強い批判が出ている現行保険証を廃止し、今年12月からマイナ保険証に強制的に切り替えようとしています。個人情報

の漏えい問題が次々と発生しているではありませんか。全国民の個人のあらゆる情報が国に管理されることは、国家による個人の全人格的管理につながるものであり、認められません。

次に、**知事提出議案第 16 号、第 17 号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加、並びに市町村の負担について**です。毎年この時期に、県が行う建設事業等に対する関係市町村に負担を求める議案が提案されますが、議案 16 号は、農林水産部が行う建設事業に負担を求める議案が今年 3 月 19 日に議決され、これに追加するものです。議案 17 号は、土木部が行う建設事業に対し市町村負担を求めようとするものです。しかし、県の道路事業に関しては、すでに 1990 年代半ばに市町村負担を廃止しています。根拠にしている地方財政法第 2 条 1 項やその他の法令等は、「市町村負担を求めることができる」とされ、義務ではありません。今、市町村財政はいつそう厳しさを増しています。県の建設事業への市町村負担はやめるべきです。

次に、議員提出議案について意見を述べます。

まず、**新規提出議案第 43 号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書**についてですが、これは反対の立場から意見を述べます。

スマホのアプリで、空いている園や時間に直接申し込むことができる。柔軟に、簡単に、タイムリーに予約できる、全国どこの事業所でも予約できるとしています。しかし、子どもの安全確保の点から、現場から危惧する声が強くあがっています。そもそも、日本の保育士の配置基準は諸外国に比べて低く、現場からの声を受けようやく 76 年ぶりに配置基準が見直され、今年度から保育士 1 人が見る子どもの数は、4 歳児は 30 人から 25 人に、3 歳児は 20 人から 15 人に、2 歳児は 6 人、0 歳児は 3 人が最低基準となったものの、これでも多すぎる現状にあります。そこへ、新たな子どもが短時間、日替わりで来るとなれば現場の負担はさらに増え、アレルギーや発達状況など必要情報が把握されず命にかかわる事故が起きかねません。それなのに、保育の質と安全の保障となる人員配置基準について、資格を持つ保育士は半分で良いとされています。何より、「ならし保育」もなく、慣れない現場に置かれる子どものストレスが懸念されます。

今、政府がやるべきは、すべての子どもの育ちを応援し、保育士の配置基準を抜本的に改善し、専用の保育室を確保し、親の就労にかかわらず公的に責任をもって保育施設に入れる体制をつくることです。

次に、以下の継続議案の意見書と請願については、賛成の立場から意見を述べます。

継続議案第 9 号 全ての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書、関連する継続請願 13 号についてです。

2019 年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、先ほど述べたように、

待機児童の解消や保育士の増員と処遇改善が必要です。そのためには、保育士の配置基準のさらなる見直しと、処遇改善につながる公定価格の改善、保育所の給食食材費の無償化、認可外施設も認可施設と同等の支援強化、そしてこれらに必要な財政措置を求めるこの意見書は当然、可決・採択すべきです。

継続議案第 12 号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書、関連する継続請願 14 号についてです。

学校給食費の無償化の流れは、全国で急速に広がり、県内では 100%に近い 9 割以上の市町村が学校給食費の補助をしています。本来、憲法 26 条に基づき国が学校給食費の負担を無償化すべきです。わが党の大橋県議が一般質問で明らかにしましたが、今年 6 月の県内市町村議会で、学校給食費の無償化を求める国や県への意見書が採択され、その後も増え 7 月 2 日時点で国への意見書は 33 市町村、県への意見書は 31 市町村で採択されました。子育て世代をはじめ県民や市町村からも要望が大きい、学校給食費の無償化を求める声を県議会としても真摯に受け止め、国への意見書は可決、県実施を求める請願は採択とするよう強く求めるものです。

継続議案第 13 号 国の制度として「20 人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求める意見書、関連する継続請願 15 号についてです。

コロナ禍の下で、子どもたちのいのちと健康を守り、成長と発達を保障するための少人数学級の実現を求める声が全国で広がり、2021 年 3 月 31 日、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の一部を改正する法律」が成立しました。2021 年 4 月 1 日からは、小学校 2 年生の学級編制基準を 35 人とし、その後は年次計画ですすめ、小学校 5 年生まで広がりました。全国に先駆け実施した本県の 30 人、30 人程度の少人数学級は、全国にも広まり、ついに国の制度として開始されたわけです。

しかし、それでも日本の学級編成の標準法は、欧米諸国の平均学級規模が 20 人程度と比べ大きく立ち遅れています。国は教育予算を拡充し、20 人程度の少人数学級をめざすべきです。

継続議案第 14 号 義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を 2 分の 1 に復元するとともに、制度の充実を求める意見書、関連する継続請願 16 号についてです。

1953 年にこの制度が制定され、2006 年度に国庫負担が 2 分の 1 から 3 分の 1 に削減されました。しかし、教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図るためには、義務教育諸学校教職員の給与費にかかる国庫負担を元の 2 分の 1 に復元させ、制度の充実を図るべきです。現在、教職員の多忙化解消と教員不足問題は、本県でも全国でも大きな課

題になっているではありませんか。教職員の処遇改善を地方自治体任せにせず、国の責任で制度の充実を図るべきです。

以上、継続議案第 9 号、13 号、14 号は、昨年 12 月県議会に「ゆきとどいた教育を求める全国署名福島県実行委員会」から、1 万 2,990 人分の署名を添えて提出された意見書と請願です。県議会としても、党派や会派の枠を超えて、県内の子育て世代の切実な要求である教育費の負担軽減、教員の多忙化解消、教員の処遇改善などの教育の充実と、保育の質の確保、保育士の増員や処遇改善を求める県民の切実な願いを真摯に受け止め、意見書の可決と請願の採択を強く求めます。

次に、**継続議案第 21 号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書**についてです。

今年 1 月 1 日に発生した能登半島地震からちょうど半年が過ぎましたが、依然として住宅の再建どころか、倒壊した家屋がそのまま放置されているなど、岸田内閣の災害対応への遅さが改めて問われています。災害から住民の再建をすすめる基本は、「住まいは人権」といわれるように、被災者の住宅再建です。

被災者生活再建支援法は、1995 年の阪神・淡路大震災の甚大な被災を受け、その後つくられた制度です。しかし、全壊でも支援金は最大 300 万円とはあまりにも低すぎます。岸田首相も、高齢者や障がい者など生活困窮者に限定的とはいえ、資材高騰や物価高騰を受けて 600 万円の支援金を表明しました。今も地震や豪雨災害が全国各地で頻発しています。国の被災者生活再建支援金については、最低でも 600 万円以上に引き上げることは喫緊の課題です。同時に、都道府県の負担もなくすべきです。

次の 2 件は、ジェンダー平等にかかわる継続議案です。

継続議案第 22 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、関連する継続請願 21 号についてです。

日本のジェンダーギャップ指数は、締約 146 カ国中 118 位と、今年も G7 で最下位です。女性差別撤廃条約選択議定書は、1999 年に国連で採択され、条約締約 189 カ国のうち 115 カ国で批准されています。しかし、日本は、2003 年、2009 年、2016 年に批准を検討するよう繰り返し求められていますが、未だに批准していません。

一方、政府の第 5 次男女共同参画基本計画では、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしています。この計画にのっとり、政府はすみやかに選択議定書を批准すべきです。

継続議案第 23 号 民法・戸籍法を改正し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを求める意見書、関連する継続請願 22 号についてです。

夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけです。憲法 24 条両性の平等、基本的人

権の尊重を掲げた憲法に反するものです。今年6月、経団連会長からも岸田政権に強く要請されているように、現に女性が働く上でさまざまな不利益を被っているのです。速やかな導入を求める国への意見書は、当然可決し、請願は採択すべきです。

最後に、**継続議案第29号 物価高騰に見合った最低賃金の引上げを求める意見書**についてです。

物価高騰が続く中、実質賃金の低下は止まらず、厚生労働省発表の4月の毎月勤労統計調査でも、実質賃金は前年同月比0.7%減で、25ヶ月連続減少しています。比較可能な1991年以降過去最長となり、2008年のリーマン・ショック時の記録を超えました。

一方、上場企業の純利益率は3年連続過去最高となる見通しです。労働者の暮らしを守るためには、物価高騰を上回る大幅な賃金の引上げ、とりわけ最低賃金の引上げは急務です。

昨年度の最低賃金は、全国平均が1,004円でした。最も高い東京都は、時給1,113円、福島県は時給900円です。東京都との差は時給で213円、月額換算で3万1,000円、年額換算で約37万4,000円もの差です。本県は、若者や女性の県外流出が多く、若者の流出は全国ワースト3位、女性は過去10年間で全国ワースト1位です。最低賃金が低いことが本県の人口流出の大きな要因ともなっています。

2022年の福島県労連の調査でも、福島県の「最低生活費試算調査」で、物価高騰もあり時給換算で1,700円が必要とされています。県内企業の99.9%は、中小企業です。中小企業でも賃金引上げができるよう、社会保険料などの負担分を国が支援すべきです。わが党は、アベノミクスで空前の儲けをあげた大企業の内部留保金が530兆を超えていることから、この内部留保金のほんの一部2%程度を5年間限定課税すれば10兆円の財源が生まれ、この10兆円を活用し、中小企業を支援しながら中小企業でも大企業でも、物価高騰を超える賃金の大幅な引上げを提案しています。

欧米諸国では、すでに最低賃金を時給2,000円～3,000円まで引き上げています。日本は、「失われた30年」と言われるように、実質賃金は、直近10年で年間24万円も減少し、1996年のピーク時から74万円も落ち込み、30年前の水準に逆戻りしていますが、先進国では日本だけです。賃金が上がらない国から脱却し、経済の6割を占める個人消費を伸ばし、日本経済の再生を図るべきです。

今年の最低賃金の審議会が始まっています。去る6/26、わが党県議団は、福島労働局と福島地方最低賃金審議会に対し最低賃金の引上げを申し入れてきました。政治の力で最低賃金を全国一律時給1,500円に、月収手取り20万円程度に引上げを求めるこの意見書は、当然可決すべきです。

以上、議員提出議案のうち、新規提出議案の意見書第43号は否決、継続議案第9号、12号～14号、21号～23号、29号は可決、関連する継続請願は採択とするよう意見を述べまして、討論を終わります。

以上